令和2年第3回今帰仁村議会定例会会議録											
招 集 年 月 日			目	令和2年9月14日							
招	集	場	所	今帰							
開	散日時		開 議 9月28日 午前10時00分								
及	CK	宣	告	散会	会 9月28日 午後3時43分						
				議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
				1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治				
				2	上原祐希	9	山 城 太				
111 5	席 (応 招)	∔77 \	発 巳	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次				
		指丿	議員	4	座間味薫	11	嘉陽崇				
				5	座間味 邦 昭						
				6	吉田清尊						
				7	玉 城 みちよ						
欠席 (不応招) 議員			業昌								
			哦 只								
会	議録署	4名	議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ				
職	務のた	<u>:</u> め	議場	事務局長	我那覇 尚 一	書記	大 木 明 美				
に	出席し	た	もの	局長補佐兼議事係長	玉 城 民 枝						
				村長	久 田 浩 也	経済課長	久 田 哲 史				
	地方自治法第121条に			副村長	_	住 民 課 長	仲 村 美奈子				
				教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 晃				
				総務課長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也				
より説明のため議場に出席した者の職氏名				企画財政課長	田港朝津	会計管理者	金城寛樹				
				学校教育課長	桃原秀樹						
				社会教育課長	嘉 陽 健						
				建設課長兼水 道課長	嶺 井 雄 二						

令和2年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和2年9月28日 (月曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘	要
1	議案第33号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質	疑
2	議案第34号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	質	疑
		に関する条例について		
3	議案第35号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を	質	疑
		定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関す		
		る基準を定める条例の一部を改正する条例について		
4	議案第36号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	質	疑
		する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
5	議案第37号	北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について	質	疑
6	議案第38号	令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	質	疑
7	議案第39号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい	質	疑
		て		
8	議案第40号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ	質	疑
		いて		
9	議案第41号	令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	質	疑

O 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議 を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 議案第33号について質疑いたします。今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということで、提案の理由が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、危険等を考慮しながら国家公務員の取扱いに準じて特殊勤務手当を支給することとするなど、賞与の改正を行う必要があるためこの提案を提出しますと書かれていますけれども、これは従事する職員は何名なのか。コロナウイルス期間ということは、いつまでこの期間があるのかですね。この対応するお金、補助は全額国から来るのか。県、国、村ということで負担が来るのか。それと改正後は書かれているんですね、次のページに。こっちの第3条の中に、行旅死亡人とか変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した人、1日1回につき1,500円とか書かれて、改正されて、下にまた改正の中です、(新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染の疑いのある施設等のうち規則で定める施設等での作業に限る)とか、この職員は1日4,000円ということで書かれておりますけれども、改正ですね。この職員というのは、正職員なのか、会計年度任用職員もこの中に含まれているのかお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 〇 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず給与に関する条例の一部を改正する条例の中の新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当についてですけれども、防疫作業に係る人数というのは想定される施設の範囲とか規模にもよるとは思います。この辺まだ厳密に何名ということは決めておりませんけれども、仮に学校施設とか保育所施設とか、いろいろな公共施設の中で感染が確認されて、その中で濃厚接触とかいろいろ出てきたときに消毒作業とか出てくると思いますけれども、これについては施設の規模等によって人数も大分変わってはくると思います。この辺については人数を定めているということでは、今の段階ではありませんので、そのようにお答えしておきたいと思います。

あといつまでというのがありますけれども、これについては今回、条例で定めることによって新型コロナウイルス感染の防疫作業ができることになっております。これについてはいつまでということでの期限は定めておりません。

続いて国からの助成と言いましょうか、補助と言いましょうか、その辺についてもあるのかということ でございますけれども、これは地方自治体の中での活動ということでありますので、国から特段の手当等 があるわけではございません。

あと会計年度任用職員も含めて防疫作業に当たるのかということがありましたけれども、これについて も国の人事院規則がありますけれども、国の通達の中からでも、組織全体として業務体制の確保に万全を 期していただきたいということで、これについては常勤、非常勤問わず組織的に取り組んでくださいということでの通知になっておりますので、この辺については職員のみということでの考えは持っておりません。

あと行旅死亡人についての問いがありましたけれども、今回、変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に 従事した場合の中に、行旅死亡人というのを追加して明記してございます。これについては変死体の取扱 い、漂流死体の取扱い等々、同様の取扱いになると思いますけれども、これまでこの行旅死亡人の部分に ついて入ってございませんでしたので、その旨を追加しているということでございます。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今のこの件では、金額は国から来ないで、各自治体でやるということ。これはまた従事する職員は、変わってもいいわけですか。誰々がこれに関わるということではなくて、おのおの施設で今日はこの人がやる、次はこの人がやると交代してもいいということになるんですか。みんなで関わると。この従事する方は決まっているのか、誰でもいいのか。今、会計年度任用職員でもいいということでありましたので、答弁求めます。

それともう一つ、さっき行旅死亡人ということで、新しく出たんですが、この前湧川に漂流してきた方は身元不明ということで消防に電話したら、警察に安置しているということで、後で発見されて身元が分かったということがあったんですけれども、そういう場合は役場の方も一緒に立ち会うのかどうか、お伺いします。変死体とか出ていますので、身元が分からなくてということがある場合は、役場の方も一緒に消防と立会いをするのか、お伺いをします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- **我那覇隆文 総務課長** ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

防疫作業等を行う場合に、従事する職員は誰でもいいのかということでありましたけれども、これは実際、防疫作業に当たる職員が代わる代わるやると、感染が余計に広がる、感染源になる可能性もありますので、この辺については防疫作業に当たる班を編成して、決まった職員並びに会計年度任用職員の班体制で防疫作業は行いたいと思っています。

- **座間味** 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

行旅死亡人につきましては、まずその遺体が確認された所管の警察署のほうでまず初めに対応いたします。今回の場合は本部警察署になりますが、その本部警察署のほうで身元が分かるものを含めて、関係者の調査を行います。そういった場合に、警察署のほうで身元が最終的に確認できない場合には、その遺体が発見された市町村のほうで引き取りをして火葬などを行い、身元につながる所持品などを預かって、今帰仁村が告示して、身元の発見に至るような手続を行います。それまで本部警察署のほうで身元に関わることについて判明した場合は、そのまま本部警察署のほうから遺族の方につなぐということで、今回の件につきましては、そこまで至らず、身元発見につながりましたので、そのような対応という形で立会いなどはございませんでした。

O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 今、聞いたのはどこから流れてきたのか分からなくて、湧川の住民から電話があったものだから、警察にじゃなくて消防に問い合わせての話になったんですけれども。今後は、沖縄の人じゃなくても、旅行で来た人もそういう可能性があるということでお伺いしています。

もう1点、ではこの議案第33号は、コロナが終息したときは、これはなくなるということで理解してよろしいですか。いつまでもコロナがあるとは思いませんので。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- **我那覇隆文 総務課長** ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

この条例に載せてあります新型コロナウイルス感染症に係るものについてですけれども、これについて 終息後についてはなくなるのかということでございます。これが例えば今後、また再度はやるとか、いろ いろなことは想定される中なんですけれども、これは現在においては、終息が見えない状況もありますし、 今後のこともございますので、これについては今回の終息後にすぐ条例から消えるのかということは、 ちょっと考えておりません。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番 奥儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 奥儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 この議案は、さっきの課長の答弁では、国、県からも予算は下りてこないと、 村独自ということですよね。これは今帰仁村だけの条例一部改正なのか。各都道府県、各市町村、沖縄県 でも、別でも国からの指示で改正なのか。今、議案第33号はどこからも予算が下りてこないということで すので、村独自の改正なのかお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

この特殊勤務手当については、国の人事院規則の中で改正されたものが通達として今帰仁村にも来ているような状況です。それで国のほうももちろん改正されましたけれども、それに伴って沖縄県の中でも改正されております。そういう中で、市町村にも要するに先ほど申し上げましたけれども、業務体制の確保に万全に努めていただきたいということでありましたので、これは各市町村独自に条例改正しているものと考えております。今帰仁村のみではないということでございます。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 議案第33号について、質疑いたします。

2分の1ページの改正後の1、2、3。これは1、2は1回につき1,500円で、火葬のときは1件につきとあるんですけれども、1回というのはどういう意味なのか。ご遺体1つの1回なのか、複数あった場合はどうなるのか。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず別表第3の1号、2号、3号について、1回につきというのと1件につきというのがございますけれども、1回につきましては行旅死亡人、変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合の1回につきということでございますので、同じ日に複数回というか、それが出てまいったときには、これは1回

につきでございますので、2回従事した場合は2回分の手当が発生するということになります。火葬業務に従事した場合は、1件につきということでありますけれども、これも同様に同日に2件あった場合は、2件の対応として手当が発生するということになります。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時16分)

ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは議案第33号について質疑いたします。

新しく第4条に新型コロナウイルス感染症の対策について、新しく職員の規則が定められていますけれども、それでちょっとお伺いしたいのは、感染の疑いのある施設ということで、この疑いというのはどこまでのところが疑いというところなのか。また規則で定める施設等というのは、どういった施設なのか、お伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- **我那覇隆文 総務課長** 5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明申し上げます。

感染の疑いのある施設とはということでございますけれども、感染者が出て、その方が例えば学校施設に通っていたとか保育施設に通っていたとか、公共施設に立ち寄ったとかですね、そういう感染経路というのは保健所等も含めて調査が入ると思います。その施設については一様に感染の疑いのある施設と考えられると思います。そこから濃厚接触者が特定されてくると思いますけれども、その方々が利用している施設についても、やはり疑いのある施設と考えていいかと思います。また規則で定める施設というのが、どのような施設になるのかということでございますけれども、今回条例を出して、これが議決され次第、規則の中に盛り込んでいくということになります。その想定の中では、感染者が療養を行うための施設、これについては今帰仁村は実際に療養を行う施設というのは、今の時点で設けているわけではありませんけれども、そのようなものが設けられるような場合になったときには、そのような施設も規則の中に盛り込んでいくと。あと学校施設、保育施設等、公共施設についても規則の中に盛り込んでいくということで考えております。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 総務課長のほうから説明がありましたけれども、この汚染の疑いのある施設の汚染の疑いという解釈が濃厚接触とかいろいろありましたけれども、あくまでも保健所が指定した施設のこと、例えば疑いがあるよと保健所が指定するのか、それとも保健所が指定した以外でも、村としてもやはりそれはあるよねという解釈まで含めるのか。それとも保健所オンリーの解釈だけでいくのか、ちょっとお伺いしたいということと、先ほど総務課長のほうから施設のところで、先ほど同僚議員への説明のときに、学校や保育所という言葉が出てきましたけれども。例えば保育所も村立の認定こども園などありますけれども、民間の保育所なども想定としては含まれているのか、お伺いいたします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時20分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時22分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まず1点目、保健所が指定したところだけがということでありましたけれども、これについてやはり感染を水際で食い止めないといけないということもありますので、この辺は市町村の判断といいましょうか、状況によっては保健所からの指定以外のところでも、可能性がある場合には消毒作業は行わなければならないと基本的に考えております。

あと民間保育所等で感染が出た場合ということでありますけれども、基本的な考え方としては、民間保育所については民間でやるというのが一応の原則になると思いますけれども、この辺についてもやはり保育施設ということで市町村等も委託している部分とか業務での提携の部分もありますので、この辺についても市町村と連携を取りながらということで考えております。なので今帰仁村についても、民間保育所のほうから依頼等があれば、やはり防疫作業ということについても行っていかなければならないものだと考えております。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今、課長のほうからの説明で、保健所以外にも村独自としてやはり疑いがあるんじゃないかと思われるものに関してはその対応をしていくと。また施設に関しても民間保育所も含めて要望があれば対応してというところで、この辺の細かいところの取決めというのはこれから詰めていくという解釈でよろしいのかお伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

基本的なことについては、先ほど申し上げましたけれども規則の中で定めていくということになりますが、細かい部分については要領等を作成した上でマニュアル化して、それでもって進めていきたいと考えております。

- **座間味 薫 議長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55 条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今、これから細かいところは詰めていくと。ただコロナに関しましては本当に現実、明日にでも、今でも感染が出るおそれがあるという状況の中で、やはりこの条例を上げるときにはある程度詰めていってほしかったというか、それをやる体制のときにはこの辺までやっていくんだということの説明、今からだとちょっと遅いような気がして、本当にこれは近々、もうすぐ急に対応しなければいけない場面も出てくると思いますので、これ実際今から詰めるということでありますので、一日も早く対応の在り方とか、民間で出た場合、保育所で出た場合の対応の仕方、また保健所以外からの指定の在り方、またどういった形でそういう施設が、疑いがある感染の施設であるといったときに、どういった経路で保健所や役場から対応が来るのか、その辺まで含めて、そういった関連の施設も含めて、近々に調整していっていただきたいと思っていますので、改めてこの辺の対応を課長のほうから説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

先ほどの答弁と重複するところもございますけれども、今回条例として上げている部分を整備すること

で、細かい規則の中にも落とし込んでいくということ。あと規則の中でも十分に臨機応変に対応できるようなものは、マニュアル化した要領みたいなものを作成して、そこの中で取り組んでいくということになります。この辺についても、やはり議員がおっしゃいましたとおり近々の部分でございますので、この辺については早急に作成して、それを全庁体制で一旦確認する作業も出てきますので、そこの中で確認した上で、すぐ動けるような体制を取りたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 「議案第34号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」 を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第35号ですね、提案理由には児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるためということでありますけれども、次のページですね、2ページですね、保育等の連携と書かれて、第6条の中から、2のところで次の3ページのほうから2ということで、村長は家庭保育事業者等によると書かれてですね、これから2、3、4、5と書かれています。そして次の5ページの中に第16条の4、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している業者と書かれて、こっちに衛生面、栄養面と書かれてアレルギー、アトピーとかいろいろあるんですけれども。これは分かりやすく言うとどういうものなのか、説明を求めます。改正されて、具体的に分かりやすく言えば、どういう改正なのかお伺いします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時30分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時31分)

久田友也幼保連携推進室長。

〇 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの10番與儀議員の質疑にご説明いたします。

まずは第6条の2からなんですが、3歳児未満の受入れの対象となっている小規模保育について、卒業後、3歳以上になると移らないといけない状況になりますので、そのための保育施設が必要となるという考えです。

続きまして調理の件なんですが、これはアレルギー、アトピーに配慮してはいたんですが、基本的に保 育所は自園調理が原則なのですが、現状できない場合には各保育所、そういうところから受入れができる ということになります。本村においては、小規模保育に関してもこういう調理を自園で行っていないとい う箇所がないので、基本的には該当していない条例になっています。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時36分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第4. 「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正するということですが、この特定型事業というのは、どういう事業 なのか説明求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時38分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時38分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの與儀議員の質疑にご説明いたします。

特定教育保育施設とは、認可保育所、幼稚園、認定こども園が含まれています。特定地域になりますと 小規模保育事業所が含まれています。もう一つが事業所内保育所が当たります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 今の説明で、乙羽園でもやっているのがそういうのなんですか。乙羽園でも 保育所やっていますよね、老人ホームの、そういう施設が適用になるということで理解していいですか。
- O 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- O 久田友也 幼保連携推進室長 おとわキッズ園が特定地域型の保育事業所に該当しています。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 では今帰仁村では、特定地域型保育事業というのは乙羽園ともう1つあると 思いますけれども。村の施設は、これは関係ないということですか。
- 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- 久田友也 幼保連携推進室長 特定教育保育施設についてですが、公立が今帰仁保育所になっています。民間のほうがあめそこ保育園、まほろば保育園になります。村立としてもう一つ、認定こども園がここの中に含まれてきます。特定教育施設ということになります。先ほど申しましたが、特定地域のほうにおとわキッズ園、事業所内保育ということで地域型保育事業所となっています。以上です。
- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 議案第36号について質疑いたします。

今回、改正に当たって呼び名が変わったのか、教育保育給付認定とか、そういう言葉がついたところが あるのかなと。これまでの支給認定保護者と教育保育認定保護者とか、その言葉が変わった理由があるの か、その辺の呼び名が変わっているのでそれをお伺いしたいということと、第2条の12、13で「満3歳以上」のというところと、13のほうで「特定満3歳以上」という、「特定」がついている。この特定はどういった意味なのか、説明を求めます。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時47分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの5番座間味議員の質疑にご説明いたします。

支給認定園の件ですが、国の法律の改正によって教育保育給付認定という名称に変わったというのが1つの改正理由となっております。

もう一つのものですが、特定満3歳以上保育認定子どもについては、子ども・子育て支援法の改正によるもの、施行令に合わせています。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時48分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時49分)

5番座間味邦昭議員。

- 5番 座間味邦昭 議員 今、説明いただきました。教育保育給付認定というのは、今までは幼稚園 も保育所も別々だったものが、こども園での施設での対応もあるということで、こういう文言が変わった というところでの解釈でよろしいのか。また今回、満3歳以上と特定の満3歳以上というところで、いろ いろとあるとは言っていましたけれども、これを見ると、例えば保育料が3歳から無償化という中で、何 かしら実は負担が生じるような、利用料に関して何かしら変わってしまうことが出てしまったのか。まさ かそれ、変えたけれども従来の保育料とか、2歳までの保育に関しても、また3歳以上も無償化と言って いるけれども、何かしら負担が出てしまうおそれのある条例改正なのか、これは全く変わりませんよとい うものなのか、お伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- O 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質疑にご説明いたします。

無償化に伴って、3歳以上が該当してきまして、無償化になった分、減っていると認識しています。以上です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時55分)

5番座間味邦昭議員。

- 5番 座間味邦昭 議員 今、説明がありましたけれども、無償化がスタートした去年の10月から、 その条例に関しては従来やっているものを整備して、従来の保育の利用料に関して条例の整備をしたとい うところで解釈してよろしいのかをお伺いいたします。
- O **座間味** 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- O 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質疑にご説明いたします。 そのとおりです。以上です。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 議案第36号について質疑いたします。3ページなんですけれども、第6条の2の下のほう、教育保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申し込みを受けた順で、次のページに保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法とあるんですけれども、どれかに統一したほうがいいんじゃないですか。何でもありという選考ですよね、これ。今年は抽選にしました、次年度は申し込み順、あとは設置者の感覚で選考するというふうに感じるんですけれども。統一したほうがよろしくないですか。
- O 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- 久田友也 幼保連携推進室長 9番 山城議員の質疑について説明いたします。

今回、この条例については国の基準に基づいています。国に従うべき基準ということで、指導というか 通達がありましたので、それに準じた形で載せています。今帰仁村においてですが、今、定数を確保され ている状況なものですから、この条例は一応目安という形になるんですけれども、抽選という形にはない 状況にあると思います。選考は生じない状況になっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時00分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時02分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時03分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時15分)

日程第5. 「議案第37号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 議案第37号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約についての中、提案理由が新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定めるためと書かれていますけれども、次のページに第4章経費と書かれて、第12条第5項に事務に係る経費の負担金、負担割合を新たに定める必要がある場合と書かれていますが、これは今後負担金を上げるための規約の変更だと思っていますけれども、この負担金の割合の計算方法は人口割だけなのかお伺いします。それとも別の方法もあるのか。それと今帰仁村の負担金は幾らなのか。北部で一番負担金が多いのは名護市で、一番少ないのは東村だけれども、人口割だけで負担金を算定する方法なのかお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

議案の北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約の中で、負担割合を新たに定める場合ということでございますが、今回新たに定める予定としましては、沖縄県が予定しています救急へリの事業を

今年度から次年度までの予定で新たに出てくることを想定しての提案でございます。また今帰仁村の広域事務組合の負担額の計算でございますが、通常事業の負担割合としましては総事業費の負担をそれぞれの市町村で均等割というのを30%持っております。要するに12等分を行っていきます。その負担の30%を均等割ということになります。残りの負担のほうは人口割を70%で除して算定していきます。それぞれの事業の中でも変わってくる部分がございますが、その中では市町村の実績割というのがございまして、例えば北部ネットワーク事業で今帰仁村に敷設されております光ケーブルの延長線とか、ほかの市町村もそういうふうに敷設されておりますが、そのほうも加味されていて、トータル的に今年度の当初予算ベースでは2,886万7,000円が予算として計上されております。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 課長の説明では、メッシュサポートだと思いますが、ヘリは医療の関係で、運営がいろいろマスコミ等々でもありましたけれども。前にもメッシュサポートを運営して、休止していましたけれども、このメッシュサポートだけの負担金としての計上ということで理解していいのか。この辺は均等割で30%、人口割で70%ということで、別に光ケーブル等々での負担金も生じるということでありますけれども。これは使ったところ、メッシュヘリを使ったところは多く負担するのかですね、均等割と人口割だけでやるのか。利用したところ、離島や、国頭、遠いところが多くなると思いますけれども、そういうところは使用割もあるのかお伺いします。

メッシュサポートは何年間運営する予定でこの負担金とか出てくる可能性がありますか。一時休止していましたので、これは沢岻先生が始めたメッシュサポートだと私は思っていますけれども、休止して、今回からまたこの導入ということで、マスコミ等々でも騒がれていますけれども、何年間を予定しての事業計画なのかお伺いします。

- O **座間味** 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず広域の負担額でございますが、先ほど申し上げた金額には沖縄県の救急救助へリの運行事業の負担 金はまだ未確定でございますので、計上されていないという状況です。今後予定されていきますので、そ れは令和3年度までは北部連携事業として実施されていく予定になっております。

それから救急へリを利用した方が、使用料が出るのかということでございますが、そのほうは使用料は 出ないと伺っております。事業年度としては令和2年度から令和3年度までの事業期間で、北部連携事業 が令和3年度までですので、令和3年度までとなっております。その後の北部振興事業につきましては、 今、国と調整をしている段階ですので、この事業名が変わる形で事業が実施されるものだと考えておりま す。

あと負担割合の中で、各市町村の持ち分の話がございましたが、均等割と人口割というお話と、そのへ リについてはこれまでの実績等を勘案して、実績割のほうが入ってくる可能性があります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 ただいまの課長の説明では令和3年度まで、1年間なんですよね。これは運営は今、説明では補助も加えながらということだったんだけれども、補助を連携促進事業の補助で、この

経営の何割をカバーするのか。みんな市町村の負担金だけで運営するのか、お伺いします。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この運営費の事業でございますが、北部連携事業になりますので事業費の80%以内が国の補助金が充て られます。その残りを北部12市町村で分けていくという形になります。

- **座間味 薫 議長** ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 80%補助であるけれども、20%は負担金だということで、この20%の中の今帰仁村の負担が2,000万円以上ということで理解してよろしいですか。
- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の救急へリ事業につきましては、まだ負担額のほうは総額は出ておりませんので、これからの算定 の決定になっていきます。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 議案第37号について質疑いたします。

今の説明の中で、メッシュという言葉が出てきたんですけれども、これはメッシュに対する、この事業 というのはメッシュに対して補助していくのか、メッシュを使うのかどうかですね。県独自の事業でヘリ を導入するのか、その辺の説明を求めたいと思います。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

この沖縄県救助へリ運航事業でございますが、沖縄県北部地域救急救助へリ運航事業として実施を予定 していますが、それはメッシュ事業という直接ではなくて、委託になるのか、その契約関係は今後の事業 の策定と言いますか、採択によるものになっていきます。

O 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。 歳入一括、歳出1款から4款、6款から10款で行います。これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

O 2番 上原祐希 議員 歳入について、質疑いたします。

17ページの18款1項1目寄附金なんですが、下のふるさと納税の寄附金は理解しているんですが、上の 寄附金という項目で1,185万4,143円というのがあります。その寄附金に対する説明を伺います。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

17ページの18款1項1目1節寄附金の1,185万4,143円についてですけれども、これについては2名の方

から一般寄附という形で寄附があったものでございます。

- O 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 歳入の11ページから行きます。15款国庫支出金の中、民生費国庫補助金の中で、国からの補助金が7節に児童福祉補助金の中の放課後児童健全育成事業ということで、コロナウイルス特別措置分ということで。次に14ページにもこれは県からの補助金で民生費補助金ということで、国、県からということで同じような形で出ていますけれども、この事業はどういった事業なのかお伺いします。それと18ページ、19款繰入金、1目繰入金、1節繰入金の今帰仁村公共施設等総合管理基金、どういうものなのか説明を求めます。

それと次の19ページの20款繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金、2 億1, 176万6, 020円、この繰越金は不用額の繰越金が出てきたからなのかお伺いします。

次に20ページ、21款諸収入の4目雑入4節に今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料、マイナス4,200万円ということですが、これの説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

11ページの国庫支出金についてですが、学童の開所に当たりまして、3月、4月、学校が臨時休校になったときの学童が朝から開けた分に対してその費用を、経費の補助という形で、国3分の1、県3分の1という補助事業となっています。14ページの県支出金も同じ3分の1の経費ということで計上いたしております。以上です。

- 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

18ページの19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の1節繰入金の今帰仁村公共施設等総合管理基金の1,160万円でございますが、そちらのほうは公共施設を整備維持するための基金として活用されていきます。歳出におきましては、2款1項5目12節で予定しています不動産鑑定評価業務委託の価格査定業務と、8款2項2目12節古宇利観光道路整備道路施設老朽化対策点検調査事業に50万円、それから10款6項2目10節給食センター内整備修繕費等での事業を行うための繰入金でございます。

それと19ページの20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金2億1,176万6,020円につきましては、当初繰越金の見込みとして2,000万円を計上しておりました。今回の補正で合わせて2億3,176万6,000円が繰越金でございますが、そちらのほうは繰り越した事業及び一般財源として繰り入れするものでございます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

20ページ、21款 4 項 4 目雑入 4 節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の減額について。当初、計上額は9,500万円でした。減額の理由といたしましては、コロナ禍の状況等ということで、入場者数が減となっております。4月から8月までの状況を勘案し、9月からの入場料としては、前年月比約25%減ということとして、今回4,200万円の減としております。

- **座間味** 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- 久田友也 幼保連携推進室長 先ほど3月、4月という説明いたしましたが、学校が臨時休校になり、 春休み終了後からという計算になります。以上です。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 この事業は県、国からもということで入っていますけれども、新型コロナウイルス特別措置分ということで書いていますけれども、今の説明では学童が預かった分ということで、これは共働きで学童にお願いした分の経費ということでいいですか。学童は二、三か所あるんですよね。こっちに支払った分の計算ということで理解してよろしいですか。学童だけに支払った計算。今、学童云々と言ったから。学童が預かった分の金額で理解していいですか。これは家庭で見る側には一銭も補助はないということね。学童、共働きで学童で預けなければできない家庭に対しての補助金ということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時39分)

田港朝津企画財政課長。

- 田港朝津 企画財政課長 大変申し訳ありません。先ほどの説明の中で、18ページの基金の説明の中で、歳出の事業名を説明してしまいましたが、すみません資料の見誤りで、今回の公共施設等管理基金に1,160万円につきましては、庁舎建設事業に伴う基金の繰り入れでございます。先ほど説明した事業は6月に計上したものでございました。訂正しておわび申し上げます。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 再度ですね、新型コロナウイルスの特別措置ということで書かれていますけれども、課長の説明に学童にということがありましたので、学童が預かった分、特別に預かった分ですか。 今まで預かった人は除いてなのか。コロナでどうしても学童に預けなければいけないプラスの人数のものの計算なのか、全体の計算なのかお伺いします。

それと19ページの2億1,176万6,020円の繰越額は、いろいろ不用額が出た金額の繰越分ということであるのか。この繰り越しは不用額の何パーセントなのかお伺いします。

最後に今帰仁城跡入場料及び文化センター入館料、当初9,500万円だったんだけれどということでありますけれども、4,200万円マイナス。これは今後もマイナスが予想されますけれども、あまり経費は変わらないと思うんですね、職員云々と管理費はですね。また委託業者にもお金を払いますので。これは補正だけれども、全体ではどれぐらいのマイナスになりますか、概算でもいいですので、補正で4,200万円だけれども、トータルでは8,000万円ぐらいいくんじゃないかと思うですけれども。分かる範囲でいいですので、答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。
- 久田友也 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

小学校の臨時休校に伴うものでして、朝から開所しないといけない学童なので、新たな子供の受入れは 行っていないというものになります。それに午前中から開所するに伴っての人材確保のための費用も含ま れています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

 O 座間味 薫 議長 再開します。
 (再開時刻 午前11時45分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

19ページの繰越金に係る前年度の不用額でございますが、不用額は2億2,437万4,000円となっておりまして、繰越額の96%に当たります。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの今帰仁城跡グスク交流センター等の入場料の件について説明いたします。

まず予算の経費については、例年どおり経費はかかっていきます。歳入の金額の予想についてなんですが、現段階では9月から前年比マイナス25%ということで5,300万円を想定しています。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 企画財政課長、これは不用額から96%ということで、あとの4%は不用額に 入れないで返したお金という形で理解していいですか。この96%の繰越金は次の財源としてくると思いま すけれども、これは項目によらないでも、自分たちでどんな事業にも使えると理解していいですか。こう いう項目は別に利用できないということがありますか。トータルで、この2億円余の金額ですね。一般財 源に含めて、次の予算で組めますか、いろいろな事業に組めるということで理解してよろしいですか。
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時48分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時49分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

繰越金の金額でございますが、そのうちの繰越額の2分の1以上は一般財源として財政調整基金に積みなさいという制約がございますので、今回歳出のほうで財政調整基金への歳出を組んでいるところでございます。その残りの部分については、今回の補正予算の中で一般財源として配分しているという状況です。また96%と先ほど説明しましたが、細かく言うと96.8%、約97%になってしまうんですが、その残りの4,880万円余りは一般財源として、前年から今年に繰越す明許繰越の中で財源として手当てがされていますので、それは明許繰越の中で計上されているという解釈になります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 さっきの課長の説明では、この中の2分の1は財政調整金で使っていいということでありましたので、事業でできない集落の1件とか2件ある事業ですね、補助事業で取れない事業は、村単独の事業でしなきゃいけない場所はいっぱいあるんですよね。土地改良で車も何も歩かないところは舗装されているけれども、毎日歩く集落道は舗装されていない一軒家が多々多いので、そういうところにもこういう不用で余った予算で今後整備できる可能性はございますか。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

一般財源として繰り越しはされますが、自由に使っていいということではなくて、村のそういった整備の緊急性であったり必要性を勘案した中で、補助事業等を考えていきますが、村が対応できない部分については、あくまでも村が有効に使う一般財源でございますので、村事業の総合的な判断の中で整備が図られるものだと考えておりますので、その繰り越した繰越金がそういったものに自由に使えるという判断にはならないかと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時52分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時52分)

O **座間味 薫 議長** 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時52分)

午 後

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時30分)

午前の質疑において、久田友也幼保連携推進室長より説明漏れの申し出がありましたので、説明させます。久田友也幼保連携推進室長。

O 久田友也 幼保連携推進室長 午前中、與儀議員の質疑において答弁漏れがありましたので、改めて ご説明いたします。

まず春休み終了後の翌日から、午前中から開所する場合の経費及びそれについての人件費の経費、さらに今帰仁村が自粛要請をかけたときに、保育関係のもので日割計算をして利用料を保護者に返還するものの経費を含めていました。その返還する経費に当たっては、学童のほうから保護者のほうに返還いたします。さらに感染拡大防止のために消耗品の購入として、費用も計上いたしてます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 それでは午前に引き続き補正予算についての歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 議案第38号歳入について質疑いたします。

20ページ、21款4項4目4節の中の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料、これマイナス 4,200万円となっていますけれども、これは先ほどもありましたのでおおむね理解はいたしましたが、現 状では今後マイナスの要因しかないと思うんです。このマイナスをどうにか抑える、新たな対策なり、そ ういうのは検討されているのかどうかお伺いします。

- 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

今帰仁城跡の入場料の減額に伴った今後の対応策についてなんですが、まずGoToキャンペーンが始まっています。10月から東京都も参加できるということになってきます。県外からの来訪者が増えるであろうということ。まずバスツアーについて誘致ができないか。そして個人客としてはレンタカーのお客さんが増えると思われます。そして入場者としては冬場に入場者が多い傾向ですので、この対応としてまずは指定管理者、沖縄スポーツイノベーションと連携しながら対応できるように、これから取り組みたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 マイナス4,200万円というのは物すごい大きい額で、今後もマイナスの要素が 出てくると思われますけれども。先ほど課長のほうからGoToキャンペーンというふうにありました。 今、現在、今帰仁城跡に対するGoToキャンペーンの中の何らかのメニューの中に、今帰仁城跡は含ま れているのか、把握されているかどうか、説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明します。GoToキャンペーンについて、城跡に対するメニューについて、現状では把握できていない状況です。
- O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 今、しきりにGoToキャンペーンとか、これから出てくるであろうGoToイベントとか、そういうのがあるんですけれども、これはメニューに組まれるとホテルパックなり何なりで、入場料もセットで呼び込めると思うんですけれども、この辺はぜひ指定管理者と共に売り込みなりはつくらないといけないと思っています。今後、これは経済課になるか分かりませんけれども、GoToキャンペーンとかその辺が想定されると思うんですけれども、桜まつり、早い段階でやらないという判断はなされたと思うんですけれども、これはもう確定されているのか。これは確定されているとするならば、これはGoToイベントの中で、何かしらのイベントを組んで、やはり集客も考えないといけない。コロナの状況にももちろんよると思うんですけれども、落ち着いている可能性だってありますので、その辺説明を求めたいと思います。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時35分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時36分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑に対しまして説明いたします。

まず桜まつりの中止の件についてからなんですけれども、7月28日に実行委員会を開催いたしまして、そのときには中止を決定しております。7月時点でも、コロナの感染拡大防止という観点からやはり中止ということで、実行委員の皆様も確認をしたわけですけれども、事務局だけでは開催できるまつりでございませんので、そのスタッフの健康等も考えて、やはり厳しいという状況の中での中止を決定しました。また名護市のさくら祭りも昨今の新聞に載っておりますけれども、中止ということで決定しております。本部町も来月には方向性を示すということは、情報では入っております。ただし議員おっしゃるとおり、いつまでも疲弊と言いますか、コロナ疲弊が結構ありますし、少しでも明るい話題が何かあればGoToキャンペーン等でも載せられるのであればですね、それは検討していきたいと考えております。ただ現状を踏まえないと、勇み足ではまた厳しい状況になってくるかと思われますので、議員おっしゃったとおりですね、その状況状況を確認しながら何かできることがあれば、疲弊されている村民の方の元気づけも含めて、村が元気があるというふうなことも含めて、そのあたり関係機関としっかり連携して、できることはやっていきたいと考えております。以上です。

O 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 歳入の質疑をいたします。

先ほどからあります20ページの21款 4 項 4 目 4 節にあります今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料ですが、この2人の議員の質疑によってもいろいろ把握はしております。4,200万円減で、5,300万円の今、予定で進んでいくとは思うんですが、この入場者数によって、大体この金額は試算されていると思いますが、4月から、これは年度だと思うので、4月から8月までの入場者数が出ておりましたら説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 〇 嘉陽 健 社会教育課長 ただいま1番島袋 誠議員の質疑について説明いたします。

今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料についてなんですが、4月から8月までの入場者数については、9,796名であります。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 1万人弱ですか、2、3万人はいるかなと思って、想像したよりも少なくて、ちょっと衝撃を受けているんですが。5,300万円だと、おおよそ16万人から17万人、年間で、年度で集客をしないと5,300万円に届かない試算になっていると思われます。先ほど勝治議員からもGoToキャンペーン等でまた呼び込みしながらやっていかないと、正直これは厳しい数字だと思うんですね。このGoToでやるというのも、もちろん手ではありますが、またやはりインバウンドに頼っていた部分もあるので、本当に今帰仁城跡に関しては厳しい状態がずっと続くと思われます。そこでGoToもしかり、計画しながらやはり県内向け、あと村民向けにもやっていただきたいと思っております。その点、先ほど指定管理者とも連携を取るということで説明もありましたが、県内向け、村民向け等に何かそういうイベントというと参加しにくい感じてですね、集客を見込むようなものの話合いをしていただきたいんですが、その点については何かこれまでなかったどうか、お伺いいたします。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時41分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時41分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、インバウンド客の来訪者ついては今年、次年度も見込みが厳しい状況かと認識しているところでございます。県内来訪者の今後の集客については、ちょうど8月に県の緊急事態宣言が行われる前に、7月時点で県内の小学生については無料ということで打ち出して、県内からの来訪者、家族連れを対象に集客を行う予定でしたが、緊急事態宣言が出されるという情報がありましたので、取りやめた状況であります。今後、また県内の来訪者を増やすということでは、県内の小学生については無料というのも再検討しながら、また村内の来訪者についてもどういった手が打てるのか、検討していきたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 こういう県内の小学生向けで無料、つまり大人が一緒に来て入場するという 仕組みづくりだと思うんですが、そういうのを協議しているということで、希望の一筋も見えるのかなと

思っております。やはり最近のそういうツイッターであったりインスタとかで見ると、時々今帰仁城跡が、その写真が扱われるんですね。そこで例えば美ら海水族館はたくさんだったけれども、いい意味で今帰仁城跡は誰もいなくて静かだった。つまりコロナ禍にとてもマッチした施設なんですね。時間的にもうまく分けてやれば、本当にコロナ禍においても今帰仁城跡というのは逆に売りにできる部分はあると思いますので、私からもいろいろ提案をしたいんですが、これはあくまでも歳入ということで、また次回の一般質問の際にでもいろいろ提案をしていきたいと思います。やはりこの入場者数の入場料に頼る部分で、やはりこれが人数に達しないと、さらに減額補正しないといけない状態に陥ることが十分考えられますので、また次年度、その後に向けて、以前2番上原祐希議員が平成30年度だったと思うんですけれども、入場料の値上げについてもやって、教育委員会のほうでも考えていくというふうにあったと思いますが、今、消費税も上がって、そろそろこの時期に差し掛かっているのかなと思います。ですので、その値上げについて、もう次年度からでもいいのかなと思いますが、そのほうを検討していないかどうかお伺いいたします。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

料金の改定、値上げに関しては以前から議会のほうで質問等がありまして、改定はしていかないといけないんではないかということでした。その点については、現在検討を始めているところで、現在コロナ禍の状況なので、すぐには改定してお客さんを迎える時期というのは、判断はできないんですが。このコロナ禍の状況を分析、勘案しながら時期を見定めて、改定は必要ではないかと考えています。消費税等の値上げもあったんですが、類似施設では城跡単体の、城跡としましては料金はちょっと安いのではないかということで、そういう点もありますので、改定については検討していきたいと考えております。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太議員 歳入について質疑いたします。

重複するんですが、20ページの城跡の件なんですが、マイナス4,200万円で、年間ですね、今泊区のほうに500万円ほど補償金が出ていると思うんですが、これに減額なり免除なりという相談をしてみてはいかがなものかと思います。向こうもコロナ禍で、ぜひ必要な額であるといえば、それはそれで構わないんですが、その辺の答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料についてなんですが、その中で今泊区への補償金の問題については、まず3年ごとの契約となっております。今期に当たっては前年度、今年度、次年度の3年間になっております。契約書では、社会経済に著しい変動がある場合は、双方が協議して決定するという事項がありますので、まずは協議するということを申入れながら、年度途中でありますが、年度を終えないと入場料も金額が確定しませんので、その辺は金額が出せる時期がありますので、事前に申し入れをしながら協議をしていきたいと考えております。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ちょっと分かりづらいんですけれども、すぐに調整とか、そういう相談はで

きないんでしょうか。明らかに今年度はマイナスですよね、見えていますよね。それ以上見込めないわけですよ、収入としてね。金額が出る出ないとかの問題じゃなくて、すぐに調整しても構わないんじゃないですか。先は見えているわけですよ、それでマイナスになっているわけですよね。逆に後々話をされるより早いほうが相手側としてもいいかもしれない。ちゃんと進めて、向こうが無理なら無理で仕方ないんですよ。再度答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- O 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

速やかに相手方と協議して、補償金について調整したらいいんじゃないかという件については、おっ しゃるとおりですので、速やかに現状等を説明しながら対応したいと考えます。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 ぜひ、相手もありますから、丁寧に、真摯に対応していただきたいと思います。以上で終わります。
- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

O 10番 與儀常次 議員 歳出24ページ、2款総務費1項総務管理費の中の12節委託料、PCBの安定 器処分委託業務というのはどういう業務なのか説明を求めます。

それと同じページの一番下のほう、5目企画費12節委託料、ふるさと納税推進事業の説明を求めます。 次に33ページ、歳出4款衛生費の12節委託料、乳幼児及び児童生徒予防接種委託1,200万円の説明。

最後に34ページ、歳出4款衛生費、1目清掃総務費の17節備品購入費898万8,000円。資源ごみ等収集車購入2トン車の説明。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 〇 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

24ページの2款1項1目12節委託料の中のPCB含有安定器処分委託業務でございますけれども、PCBが含まれる安定器、電気とかですね、安定器の中にPCBという有害物質が入っていると。これについては昔から庁舎の据え付けで置かれていた電気の中にはその安定器が含まれているということで、これは昨年も含めて回収作業は終えていますが、これを法律で令和3年3月31日までに処分しなさいということがありまして、これは北九州市のほうに持って行って、そこに処分場があるということで、その処分に係る委託料ということで、これは船に乗せて運んでいくんですけれども、それにかかる委託料ということになります。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明します。

24ページの下にあります2款1項5目企画費の12節委託料、ふるさと納税推進事業、金額のほうは25ページにございますが、3,300万円につきましてはふるさと納税の募集業務に係る委託業務になります。

そちらのほうはインターネットを使っての募集業務と、それと返礼品等の調整につきましては商工会や観 光協会のほうに委託しておりますので、その受託先への委託料になります。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- O 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

33ページの4款1項3目12節委託料の乳幼児及び児童生徒予防接種委託料の1,200万円になりますけれども、本村においてはビブワクチン、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、そのほかBCGや日本脳炎を含めて多種にわたる予防接種事業を実施しておりますけれども、今回は今年度の4月から6月分の実績を加味したなかで、当初で組めなかった想定される不足分の予防接種費用をまとめて追加補正として計上しております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- O 仲村美奈子 住民課長 10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

34ページの4款2項1目17節備品購入費でございます。今回資源ごみ等の回収車、収集車として2トントラックを2台購入の予定で計上させていただいております。資源ごみの回収につきましては、西地区で軽トラを利用し、東地区で2トントラックを活用して収集業務を行っておりますが、4月の段階で西地区の軽トラックを廃車することになりました。東地区についても老朽化で、次の車検が通らないほどエンジントラブルがあるということで、今回2台の2トントラックを購入する予定での計上でございます。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 再度24ページですね、PCB、これは今マスコミ等々でやられているのが、 PCB処分と言っている、あれと一緒ですか。これは役場だけにあるPCBということですか。個人個人 のお家でも何か処分するのがあるのかどうか、お伺いいたします。

それとふるさと納税推進事業、課長の説明ではふるさと納税を本土にお願いとかという、推進に行く経費もこれに含まれているのか。それとこれは返礼品だけの委託なのか。本土でふるさと納税推進キャンペーンとかも予定して、今までもあったのか。この委託料は返礼品だけの委託料なのか、推進に向けての委託料も含まれているのかお伺いします。また返礼品ですね、一般質問でもあったんだけれども、いろいろマンゴーでも、今帰仁村のマンゴーはふるさと納税納めて味をしました。宮古島もやりました、豊見城市もやりましたという人もいるんですよね、沖縄県でも。ぜひ今後のふるさと納税の金額の増額をやるためには、同じ品質のものじゃないと、別の地域と切磋琢磨していけないと思いますので、そういうのにもこういう予算から使うことができるかどうかですね。また新たに予算を組んで、こういうのをやるのかどうか。別の地域はやっていますのでね、本土でも。ぜひこれまで含めて答弁求めます。

それと次、33ページの乳幼児の予防接種ですけれども、これは委託する病院は今帰仁村内だけなのか。 隣接市町村の機関にも委託するのかどうか。それとこの予防接種、今後秋冬に向けての予防接種に対して の予算の組み方なのか。コロナウイルス、インフルエンザも今後予想されますので、そういうのについて も補正を組んでいるのか伺います。

最後にごみ収集車ですね、これはパッカー車だけの2台ということで理解していいのか。それとまた今後、2トン車も購入予定があるのかどうかですね。2トン車も弱っている状況ですので、この2トン車と

いうのはパッカー車なのか。普通のほろつきの2トン車なのかお伺いします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

PCBの含有の可能性がある照明器具等について、個人の家にもあるかということでございますけれども、PCBの使用安定器かどうかの判別の一つの目安として、昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器にはPCBの含有のおそれがあるということでありますので、個々のお家でこのような古い照明器具というのがあるのかどうかということなんですけれども、通常はもう大分、50年近くたっているので、照明器具というのは普通は残っていないのではないかと思われます。役場の場合、昭和37年に建築されたということで、その当時に天井に据えつけられたものについてはPCBの含有というのが認められましたので、その回収ということで去年実施しております。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

24ページのふるさと納税事業の委託料について、その委託料の内容としましては先ほど説明したとおり、インターネットのサイトを使っていきますので、サイトとしましてはふるさとチョイスというサイトと楽天、それからANAのサイト、3つのサイトを利用しております。それぞれのサイトの運営は異なりますので、それぞれ契約が必要になってきます。それと併せてお礼品については、お礼品を指定した場合には、商工会を通してお礼品の発送を手がけていきますので、そのあたりの経費という形になっていきます。

それとキャンペーン等につきましては、昨年度は神奈川県のほうでキャンペーンを実施しまして、商工会と役場から担当者が赴いております。役場が直接行うキャンペーン等には、その委託料は含まれておりません。商工会のほうでも、募集にかかる委託業務の中で募集経費として、それぞれ委託料の中で募集の活動をしていただくということで、委託料に含まれる部分がございますが、役場でやる部分についてはその委託料に含まれないという状況であります。

それとマンゴーのお話もありましたが、マンゴーの品質については、マンゴーの生産者団体、協議会と調整を行いまして、価格の統一化ということとマンゴーの品質としては色味であったり形であったり、そのほうも含めて協議会のほうと調整をしながら、上品質なものを送るようにということで調整されている状況でございます。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

乳幼児及び児童の予防接種事業に関しましては、北部地区医師会に加盟している委員で北部医師会と委託契約を結んで、各種予防接種を実施している病院、診療所等で受診ができるような仕組みになっております。おっしゃったように、当初で予算の満額が組めないのかということでしたけれども、接種率も含めて当初予算で大きく年間分組むのが最善かと思ったんですけれども、実際村の予算も踏まえて、あと接種率等を踏まえて、前期分の見込みということで当初は組んでおりました。実際、実績等踏まえて、3月分までの予測をした部分についての予算が今回の補正予算ということになります。

あと季節ごとに行われるインフルエンザの予防接種につきましては、今回新型コロナウイルス対策臨時

交付金の中で対応していきますので、今回の予算の中にはインフルエンザ予防接種については含まれておりません。以上です。

- O **座間味 薫 議長** 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 今回、資源ごみの回収に当たる車でございますが、2トントラックでほろつきのものを予定しております。パッカー車につきましては、既に前年度に西側のパッカー車が稼働しておりますので、東側のパッカー車につきましては現在発注をかけておりまして、2月頃の納品を予定しております。
- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 ふるさと納税のお礼品の件ですけれども、マンゴーだけじゃないんですよ、 スイカもあるんですよ。やはり同じ品質のものを送ってもらわないと、リピーターも増えないと思うんで す。ぜひこういうのを努力していかないと、ただふるさと納税を増やせよ増やせだけでは困るんですよ。 返礼品も同じ味、同じ品質のものを送ることによって、リピーターが増えると思います。別の地域はそう いう努力をしていますので、ぜひそういうのにも予算をつけながら、ふるさと納税を推進すべきだと思い ます。今後、そういった面でも返礼品の品質について、どう進めていくのかお伺いします。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいま10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

一般質問でもございましたけれども、やはりおっしゃるとおり一定の品質というのは、非常に大事なものかと考えております。またマンゴーについても糖度計等をリースする等々、そういったことも行っております。それの財源はふるさと納税を活用したりしておりますけれども、今後も産地協議会としっかり協議をして、一般質問の説明と重なりますけれども、しっかり統一できるように協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 ちょっと休憩いいですか。
- 〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時10分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時10分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 30ページ、先ほど課長のほうからちょっと説明不足だったというところで の補足が入ったので、改めてもう一回質疑したいと思います。

30ページの1目18節放課後児童健全育成事業の予算の中で、朝からの開所の部分と、そしてコロナに対する消毒液の消耗品等、そして一番すごく私が聞いている限りの話の中では、保育所が日割計算があるのになぜ学童にはない、学童もぜひしたいということで、担当や幼保連携推進室の部署がすごく動いてくれたという話をお伺いしています。そういう中でスムーズに対応して、保護者のほうからもすごく助かったと。やはり収入が減って、仕事も休みに入っている中で子供も自粛させたと。子供の自粛期間に保育料が戻ってきたということで、すごく喜んでいたんですね。それで今後ともこういった場面が多々出てくると思いますけれども、今回の対応が本当にすごく早くて、積極的に行政側のほうから提案があったというと

ころで、すごく保護者も喜んでいた部分がありましたので、今後こういった場面があったり、保護者の負担の軽減につながるようなものがあったら、また取り組んでいく予定なのかお伺いいたします。

それと33ページの3目19節医療費の助成金、今回9月から無償化ということで、これは半年分の予算を 組んでいるような形なのか、お伺いいたします。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時13分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時14分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

お褒めをいただきましてですね、今後ともしっかり関係各位と相談をしながら、速やかに対応していき たいと思っております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。
- **宮里 晃 福祉保健課長** ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。 33ページの4款1項3目19節こども医療費助成金の350万円につきましては、おっしゃるように9月か
- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 コロナ対策措置費の健全育成事業分に関して、村長からも、今後とも関係機関と連携しながらということで、今回すばらしい、すごくスピードが速くて、県との調整もすごく積極的にやっていたということで、保護者は喜んでいた部分がありましたので、ぜひ今後ともこういった形でスピード感をもって対応していっていただきたいなと。

また医療費のほうも、やはり今回収入減とか、いろいろ厳しい環境の中で、ぜひこの辺の周知をもっと もっとしていっていただきたいという思いがあって、確認というか、その辺ですけれども、質疑を終えた いと思いますので。村長、最後にもっとこれを村民に周知しながら、村民の負担軽減に努めていくという 思いを、また答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいま5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、スピード感をもって、その状況に応じてしっかりと対応をしていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

ら3月分の不足分について計上させていただいております。以上です。

O 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

24ページの2款1項4目12節委託料です。庁舎建設の実施設計及び建設造成実施設計について、いつ頃までの予定の事業計画なのか、確認いたします。

- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

24ページの2款1項4目12節新庁舎建設の実施設計、それから造成実施設計についてですけれども、現在の予定では、この前の一般質問でもございましたけれども、基本設計については8月で終えているとい

うことで、これから実施設計に向けて業者選定等含めてやっていきますけれども、最終的なスケジュール としては今年度3月末までで実施設計までを終えたいというふうにスケジュールを立てております。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 3月末までの事業実施ということで理解いたしました。これは基本設計のほうができていまして、これが3,700平米だったと理解しております。基本構想の中では、たしか3,500平米に抑えたいということでありました。基本設計の段階では、約2億円ほど、基本構想と比べると増えているということで、その辺、圧縮に努めるということでありました。これは基本設計の、実施設計を委託する際の平米数は、最初から3,500平米までに圧縮してという形での、これは最初からの入札条件になってくるのか。実施設計については、そこまで求めた内容にしてくるのか、確認いたします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- O 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

確かに議員がおっしゃられました基本構想時、それから基本設計時では200平米ほど延床面積が大きくなっていますけれども、これを実施設計の段階で、私たちとしては基本構想の平米数までぎゅっと抑えていきたい。それから基本構想から基本設計時までで約3億円ほど総事業費としてオーバーしている部分についても、どうにか圧縮していきたいというねらいは持っております。今、基本構想から基本設計に入る段階で、いろいろパブリックコメントであったり実際に使う職員からの意見を聞いたりとか、それを反映させていったのが基本設計になりますけれども、その中ではやはり個別の相談室がほしいとかいろいろ出てきまして、平米数もちょっとオーバーしたところもありました。これは実際、実施設計に当たる場合に、それを条件とするかということでありますけれども、私たちとしては今、3,500平米に抑えるということで業者に条件をつけるということは、考えてはおりませんけれども、実施設計の中でかなり絞っていけるところは出てくると思いますので、その辺については基本構想時に近づけるということで、業者を選定していきたいと思っております。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 大体理解はいたしました。基本設計の段階で、様々なヒアリング等を行う中で要望を踏まえてできてきたということでありますけれども、この辺の優先順位としてまず費用を圧縮することが優先なのか、役場でもパブリックコメントを含め、それを実現するために動くのか、これがよく見えないというところを確認したいところと、やはり事業のこの3億円の圧縮というのは起債事業にもなりますので、後年度負担とかその辺も踏まえると、やはり必要になってくるのかなと思ってはいます。その辺の優先度をどこに持っていくかというところも、最初から委託の中で条件として村として示していけるのか、確認いたします。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

今、優先度の件が出ましたけれども、基本構想時、それから基本設計時にもパブリックコメントは取りました。やはり中には、庁舎内にコンビニエンスストアを入れてほしいとか、そういう要望とかもありましたけれども、基本的には職員がやはり実際に中で仕事をしているわけですので、そこではやはり使い勝

手のいい施設にしたいとは思いますけれども、基本的に基本構想時からお客様の動線の明確化であったりとか、個人のプライバシーを守れるような施設であったりとか、それからいろいろ障がい者の皆さんにやさしい建物の造りであるとか、そういうものを基本的に考えながらやっていきたいと考えておりまして、パブリックコメントを必ずしも優先にするかということではないかと思います。この辺については、実際働く職員の声、それから実際利用される来庁者の皆様の利便性も加味しながら、考えていきたいと思っております。

- **座間味 薫 議長** ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 歳出について質疑いたします。

24ページ、2款1項1目12節の中のPCBの件で先ほども質疑ありましたけれども、このPCBの廃棄処分、これは義務づけされていると思うんですけれども、この処分期間というのは令和3年3月31日と先ほど説明の中でありました。これは処分しないと罰則規定とか、そういうのもあったと思うんですが、これは役場のものは役場が責任をもってやると思うんですけれども、役場以外の今帰仁村内のものに対して、役場が何らかの責任を負うのかどうか。あと処分料に対して補助とか、何かそういうのがあるのか伺います。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時26分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時28分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質疑についてご説明申し上げます。

村内で出るPCB含有の安定器等について、村が責任を負うのかということだと思いますけれども、これはPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の中で、第3条に事業者の責務というのがあって、おのおので処理していきなさいということになっております。その一事業所の中として役場も考えておりまして、その中で回収作業を行ったということでございます。先ほど議員がおっしゃられた補助があるのかということについては、ちょっとすみません、私も把握していないところがございます。手持ち資料もないので、後ほど調べてからご報告させていただきたいと思います。

- O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。
- O 8番 與那勝治 議員 事業者の責務ということで理解いたしました。362万1,000円というのが計上 されておりまして、輸送費なり何なり、北九州市に送るものですか、そういうのもあると思うんですけれ ども、その中の内訳の中で、これ単純にこっちから出るだけの金額が示されているのか。補助はもうない ということで示されているのか。その辺の説明を求めたいと思います。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

去年、回収作業を行った際に、実際に役場庁舎から64kgほど回収されております。これについては、一番大きいのは船賃と言いましょうか、運送にかかる費用があります。これはPCB含有処分についてはキロ当たり3万800円という見積もりが、これは税別ですけれども出ておりますが、それの64kg分と、やはり運搬賃にかかる見積りが100万円ほどかかっているということもありまして、かなり高額になっており

ます。この辺について、今、例えばお隣の市町村でもこのような古い庁舎から回収されたものがまだある場合とか、共同で運搬賃は出したりとかすることで、この運搬賃を安くできるとかというのもあるかと思いますので、この辺、近隣の市町村にも問合せてみたいと思っているところであります。

- O 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。
- **8番 與那勝治 議員** このPCBですね、これは危険だからということで回収されて処分されると思うんですけれども、危険なものを売りつけて、処分するときまで金を取るというのも、またいかがなものかとも思うんですけれども、何らかの補助を入れながら回収するのが普通ではないかと思うのですが、この辺、持ち合わせていなかったらいいんですが、これは問合せしてはっきりする必要はあるのかなと思うので、その辺の説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

この辺の回収、それから処分についての補助について、私のほうでは補助はないものと認識をしておりますけれども、何らかの補助等があれば、それを活用するというのはとてもいいことなので、その辺についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時32分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 歳出について質疑いたします。

34ページの先ほどあった資源ごみ回収収集車の件ですが、ひとつ教えていただきたいんです。資源ごみというのを分かりやすく説明していただけますでしょうか。

- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいま9番山城議員の質疑についてご説明いたします。

資源ごみですが、鉄とかアルミ類ですね、缶とか、それから古紙、古着、ペットボトル等がございます。 ビン等も資源ごみの中に含まれております。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時33分)

9番山城 太議員。

- O 9番 山城 太 議員 その中にダンボールも含まれていると思うんですが、これはリサイクルできるからとか、お金を生むからという内容で資源って呼んでいるんでしょうか、答弁を求めます。
- 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 〇 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

議員がおっしゃるように、再利用ができる、リサイクルができるという観点が強くなっています。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太 議員 最近入った情報によりますと、私は清掃施設組合の議長をしているんですけれども、本部町はダンボールを他自治体の業者に金を払って処分させるという話が聞こえてきたんですが、

その辺どのように、情報が入っているのか。もしこれが事実であればどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

- O **座間味** 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- O 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

基本的にダンボールを資源ごみで取り扱いさせていただいておりますが、最近清掃組合のほうもかなり その処理には困っているという課題が出ております。今後、その件につきましてはどのようにしたほうが いいのかという協議をする予定ではありますけれども。今、現在資源ごみで回収をさせていただいている のが現状でございます。本部町の状況が把握はできておりませんけれども、しっかりと情報の共有をして まいりたいと思っております。

- **座間味 薫 議長** ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 既に契約を交わして10月1日からこれをスタートするという話が聞こえてきました。お互い本部町、今帰仁村は金を出し合ってやっているわけですから、統一した見解を持っていないといけないと思うんですが。ダンボールの処理が厳しいのであれば、もう資源じゃないわけですよね。これも早急に対処すべきではないのか。そしてわざわざ向こうに持って行って、また本部町からどこかの業者に金を払って処分するよりも、あれは燃えるごみですよね。焼却すればお金は出ないわけですよ。その辺、どのようにお考えか、求めます。
- O 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。
- 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

ご指摘があった件も含めまして早急に確認をして、どのようにすれば村民の皆さんにも負担が軽くなるのかということを検討してまいりたいと思います。

〇 座間味 薫 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後2時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時50分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- O 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。 次に、歳出6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。質疑ありませんか。2番上原祐希 議員。
- O 2番 上原祐希 議員 歳出について、質疑いたします。

38ページ、7款1項6目18節の事業ですね、イベントの中止による減額補正だと理解はしております。 1,800万円の減額事業について、これは単純に減額して、これは一括交付金だと思うんですけれども返還 になるのか。しっかりとまた流用して、何かしら、イベントは中止になっての減額ですが、この1,800万 円を活用した次なる何か事業等を検討しておられるのか伺います。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- O 田港朝津 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

38ページ、7款1項6目18節負担金、補助及び交付金の各種まつり、今帰仁まつりの減額、それから今帰仁グスク桜まつりの減額、ハーリーカーニバルの減額、それから観光力基盤事業の3村交流事業のマイナスでございますが、一括交付金を活用しての事業でございますので、一括交付金の村の枠の中で、またその事業等が、設計の済んでいるもの、それから条件整備の済んでいるもの等に振り分けて一括交付金のその事業の枠の中で伸ばして活用したいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 一括交付金の事業の中で、さらに活用したいということで理解いたしました。 先ほど来、城跡の収入源による部分とかいろいろとある中で、イベント等も提案されていると思いますけれども、本当に先ほど経済課長からもありましたが、なかなか疲弊した状況を打破できるような、今、明るい兆しがなかなかない、閉塞感の中で、ウイズコロナという時代で、国としてもGo Toキャンペーンとか、しっかりと経済を回すという、しっかりと感染予防しながら経済も回しながらという今、時代に入っている中で、全てイベントキャンセルだけでは、やはり今帰仁村の観光事業者も含め経済状況もよくないのかと思います。このイベントを中止しておいてまた新たなイベントをというのはなかなか難しいかもしれないですけれども、何かしらそういうふうな今帰仁村に対して産業振興に当たるような、何か事業に充てられないものかと思いますが、その辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時55分)

O 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時56分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

一括交付金事業を活用してのイベント事業の中止に伴う減額でございますが、そのイベント事業がコロナに関しての事業としては、事業の組替えは厳しいと思います。この一括交付金事業で展開するためには、事前の県との調整の中で認められている事業内での組替えになっていきますので、その中での判断になっていくと思います。新たなイベントを組む場合は、またそのイベントの趣旨であったり、そのものを一括交付金の事業計画の中で認めてもらわないといけませんので、そこはちょっと時間が足りないのかなと考えております。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時57分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時57分)

2番上原祐希議員。

- 2番 上原祐希 議員 あくまでも一括交付金事業ということで、県の認定を受けている事業にしか 使えないというもので理解いたしました。その事業の、新たに割り振れる可能性のある事業の中で、何か しらそういうふうな村の活性化につながるような事業メニューがないのか、伺いたいと思います。
- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

一括交付金事業で認められている中で、速やかに移行できそうなものとしましては、景観形成事業ですね、その中での事業であったり、城跡周辺事業、河川の改修事業とか、設計が済んでいてスムーズに工事

に移行できるとか、そういったものであれば速やかに事業の実施が可能だと思いますが、新たな事業としましては、また県との調整、認定を受け直さないといけませんので、その辺、これから年度の後半に差しかかる中では、配分枠を全て満たすというよりは、今、実施できるものから組み直したほうが得策だと考えております。また観光協会においては、民泊事業の受入れ体制強化ということで、誘致活動であったり新規の教育民泊へのアプローチを行うための事業も展開されておりますので、その辺はまたコロナ対応ということではなくて、新たな事業開拓ということで、事業導入が追加できるものだと考えております。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時01分)

ただいまの2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

- 2番 上原祐希 議員 基本的には、やはりハード事業のほうに予算を割り振るほうが、今はスムーズにいけるだろうということで理解はいたしました。ただ観光事業と言いますと、基本的にはソフト事業になります。その中で観光協会とかに対しても、民泊とかということでありますけれども、なかなか民泊も今、厳しい中で難しいとは思うんですが、やはりイベント中止ばかりでさらに閉塞感が漂うよりは、何かしら観光協会と連携しながら、可能性がもしもあるのならば、ぜひコロナの中でもありますので、そのイベントの事業計画の段階で責任の所在とかコロナ対策の実施とか、しっかりと明記された中で、今帰仁村としてもしっかりと後押しできるような内容であれば、何かしら今帰仁村の振興に係るような、観光客流入に多少でもプラスアルファになるようなイベントにも力を入れていただけたらと思っています。その辺の見解を伺います。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 2番上原祐希議員の質疑に対しまして説明いたします。

おっしゃるとおり、もうコロナでかなり疲弊という言葉も出ておりますけれども、一括交付金の中でできる限り、重なりますけれども一括交付金の事業の中で計画で当初出されている、もしくは軽微な変更で、可能な変更で、それがいわゆる充実した内容と言いますか、その目的に沿ったものであればトライしていきたいと考えております。思いはほとんど一緒だと思いますので、その中でどのように、計画の中に盛り込んでいってできるかということまで考えていきたいと思います。

- O 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 歳出ですね、39ページ、8款土木費、3目道路新設改良費の12節委託料、村 道古宇利一周線道路改築事業280万2,000円の委託料、どういう委託料なのかお伺いします。

それと42ページ、8款土木費の中の2目住宅建設費の村営湧川第2団地新築事業の80万円の委託料も、 これはどういう委託料なのかお伺いします。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- **嶺井雄二 建設課長** 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

39ページ、8款2項3目12節村道古宇利一周道路改築事業、古宇利一周線につきましては、いろいろ説明をやってきましたが、いろいろ線形も振って、当初の設計よりもまた方法を考えて、いろいろ線形を

振ってまいりました。補助事業で対象という話だったんですが補助事業には該当しないということで、単 費で見なさいとありましたので、計上させていただいております。

42ページ、8款5項2目、村営湧川第2団地新築事業の80万円については、現在発注しております測量、ボーリング、土質調査などですね。人件費の増がありまして、その分、足りない分を計上させていただいております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 再度、古宇利一周線の委託料だけれども、工事に向けての委託料と理解して よろしいですか。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

古宇利一周線につきましては、工事をやる前提で測量してまいりましたけれども、一般質問でしたか、 決算のときでしたか、事業としては厳しい状況にあります。取下げしないといけないような状況です。こ の測量につきましては、工事をやる前提で進めてきました。以上です。

- O 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 これは工事じゃなくて、測量をするための委託料としての計上で理解していいですね。工事じゃなくて測量。今は工事をしないけれども、その前提での、事前の予算で委託料を組んで測量とか、やる予定での委託料ね。もう一度お伺いします。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

当初設計からずっと事業を進めてまいりましたが、非常に土地の購入が厳しいということで、道路の線形を振ったり、土地にかからないように村有地側に振ったりという設計を、工事をする前提でやってきた状況であります。このための測量費になります。以上です。

- O 座間味 薫 議長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番 與儀常次議員。
- O 10番 與儀常次 議員 これは土地交渉して、みんな100%ノーなのか。交渉できたところがあるのか。 もしあるんだったら、10mでも交渉できたところからですね、虫食いでもいいから。今後ゆっくりゆっく り進めていく予定なのか。伺います。
- 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

土地につきましては146筆のうちの7筆しか購入できておりません。去年も工事を発注いたしました、 4,000万円ぐらいでしたか。そうしたら、また地主のほうから反対があって、止まって減額してやってお ります。古宇利一周線につきましては、今年度で事業を辞退しようと思っております。以上です。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。 9番山城 太議員。
- **〇 9番 山城 太 議員** 歳出、37ページの14節の与那嶺長浜トイレ撤去工事、これは撤去するだけで新しいのを造らないのか、詳細。

それと先ほどもありましたが38ページのまつり等、イベント等の不開催の件で。県外ではあちこちで花 火を上げているようですが、村内でもそれぐらいはできるんじゃないかと思ったりもしますが、その辺の 答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- O 久田哲史 経済課長 9番山城 太議員の質疑につきまして説明いたします。

37ページの7款1項2目14節、与那嶺長浜トイレ撤去工事ですけれども、今回、新設もあるかということでしたけれども、現在は撤去のみを考えております。新設の件については、今後また検討していきたいと思いますけれども、現時点では撤去ということで考えております。以上です。

- O **座間味** 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

38ページの6目観光力基盤事業の中で、各種イベントの中止に伴います花火の打ち上げを代替えできないかということでございますが、花火単独でのイベントというのは、また一括交付金の中では認められているものではございませんので、その事業の中としては取組が厳しいものがあると考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 トイレの新設はないということだったんですが、コロナ禍の今ではお客さん、 県外からも少ないとは思うんですが、せっかく夏になれば必ず海に行くわけですよね、観光客は。その サービスの一環としてトイレはどこかには必要じゃないかと思いますが。各ビーチに1つぐらいはあって も問題ないのではないのかなと。逆にあるべきだと、観光客を誘致するには、そういったサービスも必要 じゃないかと思いますが、答弁を求めます。

それと花火は難しいという話だったんですが、今帰仁村まつりでも多分花火は予定していたと思うので そこら辺は、もっと簡単じゃないかなと思う。イベントではなくて、内地のように人を呼ばない、密にな らないように、頑張ろう今帰仁みたいな感じでですね、ひと呼吸置くような程度、大々的ではなく、そう いったのも必要ではないかと思いますが、再度答弁を求めます。

- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑につきまして説明いたします。

おっしゃるとおり、サービスの一環としてトイレの設置は必要ではないかという質疑ですけれども、実際に与那嶺長浜のトイレにつきましては、その趣旨で設置されたものと考えておりますけれども、あくまでも現時点ですけれども、ずっと故障している状況で、あとは水も勝手に使われたり、パイプを折られたりとか、そこでいろいろなごみ等も捨てられておりまして、落書き等々を踏まえますと、非常に管理が厳しい状況でございました。よって一旦トイレとしての機能が、逆に果たされていないという苦情等もありまして、一旦撤去していきたいと考えております。また梯梧荘跡地に計画されております建物等が完成した暁には、また要望等も出てくるかと想定されます。その時々の情勢を見て、そういった使える事業等があれば進めていきたいと考えておりますけれども、現時点で管理のことを考えますと、やはり速やかな撤去のほうが望ましいということでありますので、撤去したいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

花火についてでございますが、例年今帰仁村まつりや運天港で行われます3村交流事業等では花火の打ち上げがございました。実際には、そのイベントについては実行委員会のほうで中止を決定しておりますので、花火の予定も今はないという状況でございます。議員の質疑の中でありましたとおり、この花火に対しましては、その関係団体とも確認を踏まえながら、一度は検討する必要があるかと考えております。

- O 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太 議員 トイレの件なんですが、情勢を見ながらということだったんですが、梯梧荘 跡地もいつできるか分からない状況ですよね。私は要請しているわけですよ、絶対必要なんですよトイレ は。ビーチをうまく活用するには必ずトイレが必要、そしてシャワーも必要になってくる。また水が盗ま れるとかではなくて、コイン式で有料でやるとか、管理が難しいのであれば漂着物清掃等の、今一括交付 金か何かでされていると思うんですが、その人にまた再委託するなり、そういったやり方も必要だとは思います。せっかくですので、観光客へのサービスは絶対必要不可欠だと思います。再度答弁を求めます。 花火の件はぜひ検討を前向きにしていただきたいと思います。そして今帰仁村民の心を癒してほしいと 思います。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして説明いたします。

おっしゃるとおり必要かと、こちらとしても考えてはいるんですけれども、やはりこれまでの管理ですね。実際に一括交付金を活用した清掃等々、今、環境美化の方に清掃してもらってはいるんですけれども、それでも全く追いついていない状況等もございまして、壊れているという苦情も殺到しておりますし、実際に衛生的にもよくないと。長浜の顔としてと言いますか、入り口にこういったものがある自体どうかという厳しい指摘もございました。その辺を踏まえて、やはり現時点では速やかな撤去のほうが望ましいとは考えております。しかし、その浜の有効活用ということを考えますと、必要ではないかとは考えておりますけれども、そういった事業もメニューを検討するとともに、その管理についても今後、細かい管理も決めた上で、管理者に管理していただくとか、そういった準備等もございますので、そのあたりはしっかり調整していきたいと考えております。以上です。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。
- 〇 1番 島袋 誠 議員 歳出について、質疑いたします。

今、9番山城 太議員と一緒のところなんですが、37ページの7款1項2目14節にあります与那嶺長浜トイレ撤去工事。今の質疑で内容は把握いたしました。今は撤去するけれども、今後また考えていくという説明ではありましたが、今、現在の課題が今の説明で浮き彫りというか分かりましたので、撤去するに当たって、やはり景観であったり維持管理の費用も結構かさんだと思われます。主に水道代かなとは思うんですが、例えば電気、電気はついていなかったですかね。水道代は年間当たり幾らかかっていたか説明を求めます。

O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 1番島袋 誠議員の質疑に対しまして説明いたします。

これまでの費用ということでの質疑でしたけれども、水道料金にこれまで年2万円ほど経費として計上してかかっております。ただ盗水等もありまして、あと先ほども申し上げましたけれどもパイプ等の破損、それをいち早く連絡してくれる方がいたために、土日、そのときは多分休みの日だったと思うんですけれども、水道の担当の方をお願いして止めてもらったり、また平日でもそういった壊されたり、勝手に水が出されっぱなしになっているとか、そういった区からの連絡等もございまして、速やかに止められたということが、この値段で済んでいるというふうに推測されます。これが全く連絡もなしに垂れ流しにされますと、この額では多分抑えきれないと考えられます。あと汲み取りに関しましては1万7,000円ほどかかっております。それ以外に、いわゆる落書きを落としたり、使用禁止のものを張ったりとか職員による掃除等を考えますと、それ以上の費用が現にかかっているものと、見えない費用がかかっているものと思われます。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 今、かかっている経費等、いろいろ多岐にわたるということで理解いたしました。なぜ質疑するかというと、私もやはり必要だと思うんです。今帰仁村は自然、景観を含めて、周りの海岸があります。そこを利用するに当たり、やはりトイレというのは必要最小限というか、なかったらないでどこを利用するのかというと、本当にコンビニ等であったり、あと沖縄県が多いんですけれども、公共トイレとかがやはり少ないので、既存の施設とか入ったりする場合かなと。そこら辺にもまたご迷惑をかけてしまうんじゃないかなと思っております。先ほど水代であるとか、そういう浄化槽の汲み取り代とかありましたが、これまでのトイレはトイレ機能のみでシャワーとかなかったと思うんですが、実際はいろいろホースをつないだりして、シャワー等で使われたかなという形跡も若干見受けられたような気もいたします。今後、前向きに設置していくに当たって、このシャワーとか設置して、やはり有料、古宇利島のほうもやっていると思うんですが、このシャワーの、先ほどり番山城議員からもありましたが、コイン式の有料でこの経費は十分賄えるんじゃないかと考えております。さらに今まで以上に利用していただいて、経費も賄えてできる、このトイレの蛇口を開ける等は、これまでもいろいろ工夫はなさっていたと思うんですが、より一層工夫は必要かなとは思うんですけれども、このシャワー等を含めて、やはり撤去して次のことも早急に考えていただきたいと思いますが、もう一度見解をお伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

非常にいい提言だと思って承ります。機能つき等々、有料のものについても参考にさせていただきます。 先ほど山城議員からもありましたけれども、その管理についてということもありました。課としても、その管理についてが非常にネックとなっておりまして、特にこの与那嶺のトイレにつきましても、そんなに 劣るというレベルのトイレではないと考えていたんですけれども、乱暴な扱いといいますか、そのような 使用方法をされると、どうしても景観的に悪くなったり、機能的にも衛生的にも全く使えない状況に今 なっている状況でございます。まずは設置をすることも、もちろん重要なことかと認識しておりますけれ ども、その管理について、どのような体制がいいのか、そういったものもしっかりと調整して、研究して いきたいと考えております。他のトイレ等につきましても、しっかり管理されている、近くにまたそういった施設等も、たくさんの方々が訪れる施設等もありますので、他のトイレにつきましては、それでその近くの方が管理されているという状況もございまして、目が届いてはいるんですけれども、与那嶺のほうについては、少し人々の目がちょっと届かない場所にあって、そういった乱暴な使われ方をされているという状況もございますので、重ねますけれども、そういった管理の方法について勉強させていただきたいと思います。以上です。

- O 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。
- 1番 島袋 誠 議員 そうですね、この管理の面もうまくクリアできれば、現在は撤去の考えですが、再度できる可能性も含めているのかなという思いで期待はしております。この管理という面で、やはりなくなったら困る方たちがいますので、例えば大ざっぱに見て観光客、そしてマリン事業者、そして近くの浜を利用する方ですね。それにはやはり管理料も多少払わないと、やはり必要ですから。その分、本当に有料トイレでもいいと思うので、シャワーのみ有料というよりも、集める仕組みをつくるのも必要なんですけれども、有料トイレでもいいので、こうやって皆様のご厚意によってそのトイレは造られていますということでやれば、結構観光の方を中心に理解を得られるかなと思っておりますので、ぜひですね、もちろん村からのサービスというのも、気持ちとしても金額としても、支援としても必要なんですけれども、双方こうやっていいトイレができる。さらにもし造るとしたら、今までのようなトイレではなくておしゃれなトイレというか、景観を損なわなく、これが本当にインスタ映えするような、景観にマッチした、大きさは今までの半分ぐらいでもいいと思うので、そういうのを含めて計画していっていただきたいです。先ほど言った、管理を含めてこういう海の業者であったり、字の人であったり、近くの方々ですね、いろいろ協力すればできる可能性は、少しの管理料でもできる可能性があると思いますが、そこについてお伺いいたします。
- O 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

いろいろな管理の方法についてはあるかと考えられます。そのあたり、少し調査研究していきたいと考えております。ただ今回の計上については、もう待ったなしの、撤去しなければならないということでございますので、今回のこの計上をしておりますので、しっかりと予算を通して撤去していきたいと考えております。以上です。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透 議員 歳出、質疑していきます。

47ページ、10款 5 項 6 目グスク交流センター等費の委託料、今帰仁城跡ガイド強化事業25万8,000円の 減額になっておりますが、それの説明を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- **嘉陽 健 社会教育課長** ただいま3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

47ページ、10款5項6目12節、今帰仁城跡ガイド強化事業25万8,000円の減なんですが、こちらにおいてはグスク交流センター及び城跡について、国の緊急事態宣言で4月から5月にかけての閉鎖に伴うガイ

ドの方のガイドに当たる日数分の減額となっております。

- O 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。
- 3番 與那嶺 透 議員 ガイドの報酬といいますか、それの減額だということでありますが、これは差額の25万8,000円なんですけれども、ほかの例えばガイドについて、見識を深めるために何か勉強会をするとか、資料等を購入して見識を深めてもらうとか、いろいろ減額するのではなく、こういったものにも使えるんじゃないかと思ったりもしますが、その辺の見解を伺います。
- O 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。
- 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の減額分は4月、5月分の減額ということで、8月からは県の緊急事態宣言で減額となっております。この分に関しては、グスクを学ぶ会が対応していますので、一括交付金事業で事業費がついた事業でありますので、他の、議員がおっしゃったようにガイドに関する知識等が向上できるものがないかという、メニューを前提としてできるだけ事業減はしない方向で、これから検討していく予定です。

〇 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後3時32分)

〇 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後3時33分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第39号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 「議案第40号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 「議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題といたします。

これから収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。5 番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは水道会計、議案第41号に対して質疑いたします。

今回、2ページのほうになりますけれども、一般会計から2,000万円の繰り入れをしているというところで、累計で7,000万円と。今回2,000万円ありましたけれども、今後も、今年度の形としてはこれぐらいで済みそうなのか、予想を、まだまだ繰り入れが必要なのか、見解を求めます。

- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。
- 嶺井雄二 水道課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対しまして説明いたします。

2ページですか、当初5,000万円、今回2,000万円の計上をさせていただいております。水道会計からすると、あと2,000万円、9,000万円ほどは必要かと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今年度、もしかしたら9,000万円ほど一般会計から繰り入れないといけないと。これは、今の減価償却の負担の大きいというところの中で、大体こういう形での繰り入れというのは、今の現状のままいくと何年ぐらいこれぐらいのお金が続きそうな計画というか、ある程度は読めているとは思うので、その辺ですね、分かる範囲で大ざっぱでも構わないので説明を求めます。
- O 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。
- 嶺井雄二 水道課長 ただいまの質疑について説明いたします。

決算のときも説明させていただいたんですが、今、現在起債の償還が一番ピークにきて、平成24年から 平成28年までの事業で20億円ぐらい工事を簡易水道から上水道に変わるときに、簡易水道が3分の2の補助率で、現在、今2分の1の補助率の事業で、その減があって、20億円ぐらい事業をした件があって、今、償還が一番ピークで年間1億1,000万円ぐらいの償還になっております。ご存じのとおり今年度と来年度 は浄水事業を今、止めている状況であります。今、シミュレーションをやっていないんですが、この工事がまた今でいくとあと5年ぐらいは1億円ぐらいを推移しますので、償還が。これでまた令和3年度、令和4年度から事業を始めると、据え置き5年ですか。この辺はシミュレーションで出しておりませんが、今後シミュレーションしながら事業のやりとりをやっていきたいと考えております。以上です。

- O 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今、課長のほうから説明がありまして、今のままでいくと4、5年続くおそれがあるということで、村長のほうは今回所信表明がありまして、自主財源の確保だと。やはり自主財源の確保の中で、一番赤字の流出を止めて、一般財源から赤字補填をすることをまず止めなきゃいけないというところをやっていかない限りいつまでたっても外から持ってきても、そこに赤字補填をすると。やはり根本的な体質、やはり行財政改革の中でも赤字の流出というのは、目をつむってはいけない部分であるというところがありますので、今の状況、就任して各課から事業説明を受けていると思います。特にこの水道会計や国保も含めてそうだと思いますけれども、やはりこれは解決しないといけない。これだけの赤字を止めないかぎり、幾ら外から持ってきても自主財源の確保にはならなく、財源の流出に至っている状況であると。それを踏まえてこの水道会計、村長はどのように考えているかお尋ねします。

- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

全くそのとおりでありまして、赤字をどれだけ止めていくか、非常に喫緊の課題だと認識をしております。先ほど課長からも説明がありましたとおり、今、水道事業においては多額の工事費用、これまで要した事業であるということと、起債の償還だけでも非常にピークに来ているという中で、あと4、5年は非常に厳しい時期が来るだろうという答弁がありました。やはり今、使用料だけでは維持管理を賄うことができない厳しい状況にあると思っております。そしてまた議員ご指摘のとおり、一般会計からの繰入額も限界があると、限度があると私も認識しております。それらを踏まえた上で、今後、コロナ禍の終息を見た時点で、やはり使用料の改定なども今後議論が必要ではないかと思っております。以上です。

- **座間味** 薫 議長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55 条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 村長、そのとおりで、やはりこれだけの一般会計から赤字を補填するために、今の時点で9,000万円余り今年度いくだろうと、次年度ももしかしたら1億円。その間にまた工事をするようなことがあったときには、もっと負担がいくと。もう私たち議員も含めて、これはある意味村民の負担もお願いしなきゃいけない部分もあると思いますし、もし負担をすることによってこの赤字補填を止めることができたときに、またその浮いたお金が村民サービスに変わるんだよということを踏まえながら、ぜひこれは次の世代につけを回したり、いろいろな意味で行政サービスを後らせれば人口流出、いろいろなものでマイナス効果が出てしまうと。やはり覚悟を決めるところは当局も議会も含めて、そこは覚悟を決めてやりながら、この赤字の流出、自己財源の確保というのは、まずはそういった行財政改革の中でも、止めなきゃいけないところは堂々と止めるというところも、政治は私たちが覚悟して臨まなきゃいけないと思っていますので、村長、これはコロナ禍の終息も待てないぐらい、これはある意味水道会計で約1億円近く、国保でも1億円近くといったら、約2億円。もしかしたらその2億円のお金があったら20億円の事業ができたのかもしれないと思ったときに、もっと住民サービスやもっともっと地域おこしができたのかもしれない。そこを目をつむるんじゃなく、堂々と突破して解決していっていただきたいという思いがありますので、ぜひもう1回、しつこいようですけれども、その思い、また答弁求めます。
- O 座間味 薫 議長 久田浩也村長。
- 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。

再三繰り返すようですけれども、やはりこれは避けては通れない、目をつむる状況にはないと私も踏ま えておりますので、ぜひ議員の皆様のご協力も得ながら、そして村民のコンセンサスも得ながら、この料 金改定に向けて大いに議論していきたいと思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議事の都合によって、9月29日の1日間休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。したがって9月29日の1日間、休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これで散会いたします。

(散会時刻 午後3時43分)